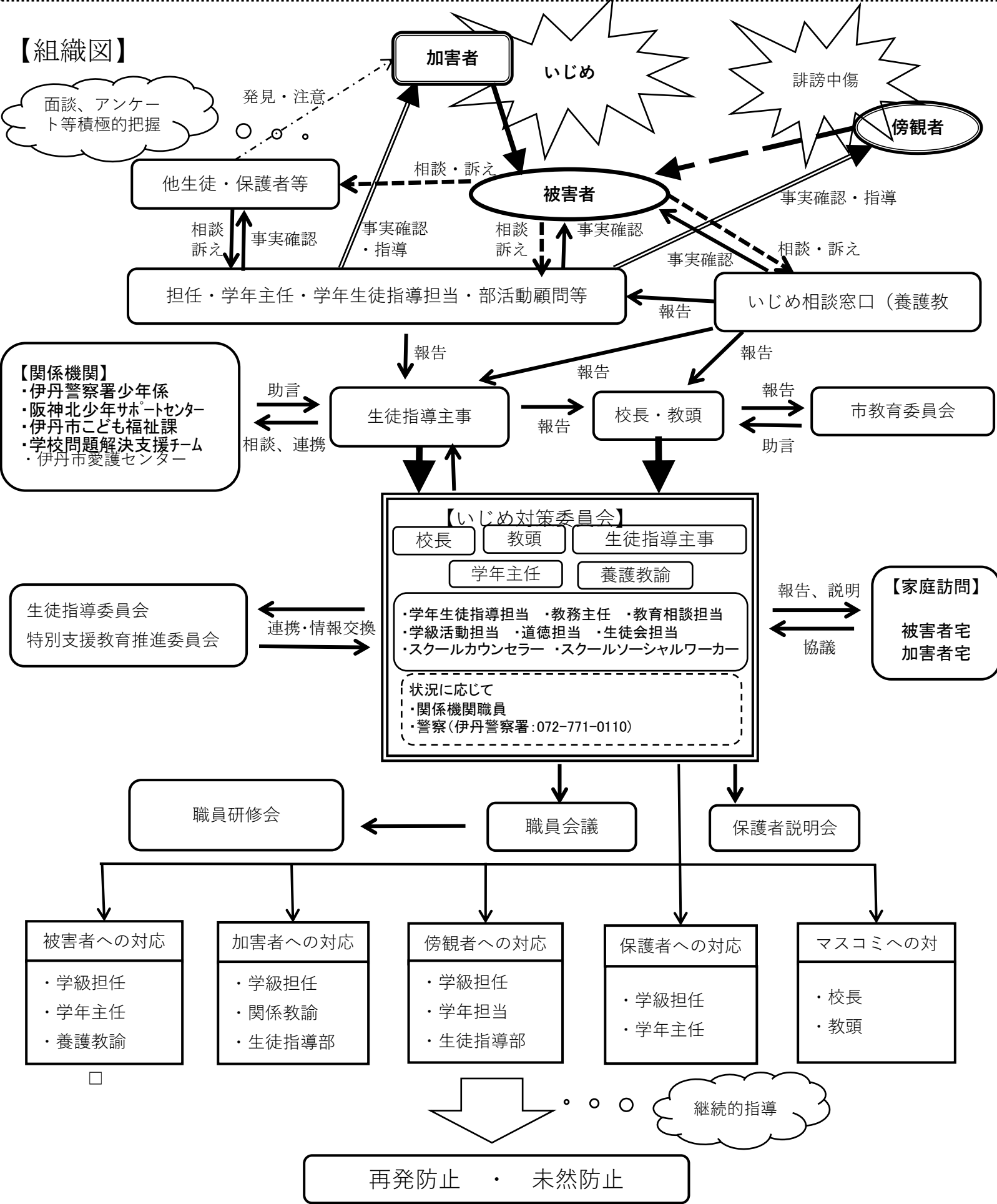


校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。
*対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成25年1月版）を参照

いじめ対策委員会について

校長、教頭及び生徒指導主事を中心に、学年主任、養護教諭、学年生徒指導担当、教務主任、教育相談担当、学級活動担当、道徳担当、生徒会担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで編成する。
（事案の状況に応じて、関係機関職員及び警察などを入れてメンバーは適宜編成する）



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。